

第16章 地球温暖化対策

地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の表面温度が上昇する現象である。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、

- ① 海面の水位の上昇に伴う陸域の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の増加

などが予想されており、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして、国際的関心が高まっている。

このような状況のもと、国際的には平成9年12月に京都において気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択された。このなかで我が国は、温室効果ガス排出量を、平成20年から平成24年の期間で平成2年の水準より6%削減するとの目標を定めた。その結果、5年平均で8.4%の削減となり、目標を達成した。

平成27年12月、フランスのパリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催

され、国際的な新たな法的枠組みであるパリ協定が採択された。このなかで我が国は、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年の水準より26%削減するとの約束草案を定め、引き続き温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

この目標を達成するためには、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済構造やライフスタイルを見直し、行政・市民・事業者が一体となって環境への負荷を低減する取組みを積極的に進めていくことが重要である。

第1節 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策の推進に関する法律

我が国では、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、表16-1に掲げる三ふっ化窒素を除く6物質を「温室効果ガス」として定めるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の役割を明らかにし、すべての主体が地球温暖化対策の推進に取り組むこととした。なお、三ふっ化窒素については、平成25年5月の同法改正によって、新たに追加された。

（表16-1） 温室効果ガスの種類

| 種 類 | 人 為 的 な 発 生 源 |
|------------------------------|--|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。 |
| メタン (CH ₄) | 稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門からの発生が半分を占め、廃棄物の埋立てが2~3割を占める。 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。 |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。 |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 半導体や電子部品製造などの不活性液体などとして使用。 |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。 |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | 半導体、液晶、太陽電池などの製造用などとして使用。 |

2 地球温暖化対策実行計画

平成 11 年 4 月に「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定され、地方公共団体の事務及び事業においても、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する実行計画を策定し、公表することが義務づけられた。

このため、本市においても平成 14 年 3 月に計画期間を 5 年間とした「君津市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策について積極的な対策を講じていくこととした。

現在は、平成 24 年 3 月に策定した「第 3 次君津市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務及び事業による温室効果ガス排出量を平成 24 年

度から平成 28 年度までの 5 年間で、基準年度(平成 22 年度)に対し 5%削減することを目標としている。

なお、本市の地球温暖化対策実行計画では、排出の把握が極めて困難である、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) については、当面の間、算定対象から除くこととしている。

平成 27 年度における温室効果ガス排出量は、8,601,229 kg - CO₂ (-9.60%) となり、削減目標を達成した (表 16-2)。

(表 16-2) 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の比較 (単位 : kg-CO₂)

| ガスの種類 | 項目 | 基準年度 | H27 | 増減 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| CO ₂ | 電気の使用 | 8,076,855 | 7,179,622 | -11.11% |
| | ガソリンの使用 | 255,759 | 223,584 | -12.58% |
| | 軽油の使用 | 286,446 | 281,240 | -1.82% |
| | 灯油の使用 | 334,054 | 314,794 | -5.77% |
| | A重油の使用 | 348,736 | 388,019 | 11.26% |
| | LP ガスの使用 | 124,453 | 116,202 | -6.63% |
| | 都市ガスの使用 | 73,340 | 84,487 | 15.20% |
| CH ₄ | 自動車の走行 | 510 | 435 | -14.71% |
| N ₂ O | 自動車の走行 | 12,374 | 10,558 | -14.68% |
| HFC | カーエアコンの使用 | 2,262 | 2,288 | 1.15% |
| 合 計 | | 9,514,789 | 8,601,229 | -9.60% |

第2節 グリーン購入

1 グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が、平成13年4月1日に施行され、第10条では、地方公共団体においても毎年度環境物品等の調達方針を定め、その調達の推進に努めることとしている。

グリーン購入は、大口需要者である行政機関や企業が率先して環境配慮型商品を購入することで、その開発と一般商品との価格差の解消を促し、市場において環境配慮型商品の普及を図ることを目的として取り組むことを求めている。市としてもなお一層、取り組みを強化することが必要である。

市役所は、地域における事業所として、地域経済の大きな位置を占めている。グリーン購入を積極的に推進することは、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、また、市民・事業者におけるグリーン購入の必要性を喚起し、環境物品等への需要の転換促進、循環型社会づくりに重要な意味を持つ。

2 グリーン購入実施計画

本市は、平成14年3月に「君津市グリーン購入基本方針」及び「君津市グリーン購入実施計画」を定め、市の物品調達にあたりグリーン購入を推進することとした。

グリーン購入実施計画は、特段の理由がない限り、グリーン購入の判断基準を満たす物品等を100%購入することを目標とした。

市のグリーン購入は、平成22年度以降100%を維持している。

第3節 エネルギーの有効活用

1 住宅用太陽光発電システム設置補助事業

地球温暖化対策として、太陽光発電、風力発電等に代表される新エネルギーが注目されている。

そこで本市は、環境への負荷が少ない太陽光発電について、市民の取り組みの推進及び地球温暖化の防止のため、平成17年度から補助金を交付している。なお、平成27年度の補助金額は1kWあたり2万円、上限額6万円とした。

平成17年度から平成27年度までの交付状況は表16-3のとおりであり、累計件数は730件となった。

(表 16-3) 君津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付状況

| 年 度 | 件数 | 補助金交付額 | 総発電能力 | 平均発電能力 |
|----------|-----|--------------|------------|--------|
| 平成 17 年度 | 18 | 1,686,000 円 | 58.44kW | 3.25kW |
| 平成 18 年度 | 28 | 2,724,000 円 | 100.01kW | 3.57kW |
| 平成 19 年度 | 34 | 3,081,000 円 | 108.53kW | 3.19kW |
| 平成 20 年度 | 32 | 3,034,000 円 | 113.03kW | 3.53kW |
| 平成 21 年度 | 47 | 4,887,000 円 | 181.43kW | 3.86kW |
| 平成 22 年度 | 55 | 5,705,000 円 | 201.78kW | 3.67kW |
| 平成 23 年度 | 125 | 13,097,000 円 | 517.75kW | 4.14kW |
| 平成 24 年度 | 104 | 9,397,000 円 | 455.27kW | 4.38kW |
| 平成 25 年度 | 101 | 5,960,000 円 | 472.07kW | 4.67kW |
| 平成 26 年度 | 90 | 5,386,000 円 | 394.85kW | 4.39kW |
| 平成 27 年度 | 96 | 5,656,000 円 | 431.89kW | 4.50kW |
| 合 計 | 730 | 60,613,000 円 | 3,035.05kW | 4.16kW |

2 家庭用燃料電池システム設置補助事業

地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図ることを目的として、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置者に対し補助金（10

万円を上限額とする）を交付している。

平成 25 年 10 月から事業を開始し、平成 27 年度までの交付状況は表 16-4 のとおりであり、累計件数は 67 件となった。

(表 16-4) 君津市家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付状況

| 年 度 | 件数 | 補助金交付額 |
|----------|----|-------------|
| 平成 25 年度 | 14 | 1,400,000 円 |
| 平成 26 年度 | 25 | 2,500,000 円 |
| 平成 27 年度 | 28 | 2,800,000 円 |
| 合 計 | 67 | 6,700,000 円 |

3 省エネルギー対策

平成 20 年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正を受け、本市は市長部局、教育委員会、水道事業に区分されることとなった。

エネルギー使用量（原油換算値）の経年変化は表 16-5 のとおりであり、市長部局では平成 22 年度に、教育委員会及び水道事業では平成 23 年度に特定事業者として指定を受けた。

このため、設備改修によるエネルギー消費原単位の低減を図るため、庁内に「省エネルギー推進委員会」を設置した。

なお、平成 25 年度から水道事業は市長部局に統合され、平成 27 年度から教育委員会は特定事業者の指定を外れたことから、現在は市長部局のみが特定事業者の指定を受けている。

市長部局、教育委員会及び水道事業を合わせたエネルギー使用量は、平成 27 年度は 4,752 kℓとなり、平成 21 年度と比較して 578 kℓの削減となった。

日常業務における、スポット点灯、間引き消灯等の節電の取り組み及び本庁舎照明の LED 化等の省エネルギー改修を推進することで、エネルギー使用量の削減に努めている。

（表 16-5） エネルギー使用量（原油換算値）の経年変化（単位：kℓ）

| | 市長部局 | 教育委員会 | 水道事業 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成 21 年度 | 2,590 | 1,294 | 1,446 |
| 平成 22 年度 | 2,438 | 1,590 | 1,563 |
| 平成 23 年度 | 2,157 | 1,405 | 1,601 |
| 平成 24 年度 | 2,227 | 1,417 | 1,634 |
| 平成 25 年度 | 3,750 | 1,354 | — |
| 平成 26 年度 | 3,567 | 1,339 | — |
| 平成 27 年度 | 3,424 | 1,328 | — |

